**大分県がん地域連携クリティカルパス運用要項**

H 29．5版

**１．目的**

大分県がん地域連携クリティカルパス（以下「連携パス」という。）は、診療にあたる複数の医療機関が役割分担を行い、治療開始から終了までの全体の治療計画を患者に提示しわかりやすく説明することにより、患者さんが安心して医療を受けることができる体制をいいます。この「連携パス」を利用することで、患者さん自身が診療計画や病気を理解でき、かかりつけ医のもとで手厚い診療を受けることができるようになります。さらに、診察の待ち時間の短縮や通院時間の短縮など患者さんの負担の軽減にもなることが期待されています。

**２．拠点病院と連携医療機関の役割分担**

　がん診療において、医療機関の役割分担をすすめ、がん医療の質と保証と安全、安心の確保を図ることが重要となります。



**３．連携医療機関の登録方法**

**連携パスを運用する場合、事前に九州厚生局に施設基準の届出が必要です。**

拠点病院（計画管理病院）は、届出を行っていない医療機関と連携を予定している場合は、連携医療機関に説明し、速やかに必要な届出の書類を準備します。以下の書類を記載していただき、事務局である大分大学医学部附属病院に送付し、大分大学医学医学部附属病院の事務局が、九州厚生局に提出しています。（毎月15日必着、締め切り）提出の翌月から、算定可能となります。

【必要な書類】

1. がん地域連携クリティカルパス　連携医療機関登録表
2. 特揭診療料の施設基準に係る届出書（１枚）

※印鑑は開院の際に届け出をした印鑑を捺印する。

上記の書類は大分大学医学部附属病院のホームページ

「がん診療」→「がん地域連携クリティカルパス」→「関係書類」→「一括ダウンロード」をクリックすると印刷できます。

**４．運用の方法について**

連携パスは、拠点病院（計画策定病院）が作成する「共同診療計画表」、「大分医療連携ノート」で構成されています。様式はがん（肺、胃、肝、大腸、乳、前立腺）毎に異なりますが、概要は次のとおりです。

**【対象患者】**

連携パスの対象者は下記共通項目及び各部位で示す要件をおおむね満たす方で、計画策定病院から運用を開始します。

**※共通 ：(1)告知済み (2)直近の検査で異常なし (3)状態が落ち着いている方**

* 1. 肺　　 ： 肺がん術後
  2. 胃 　　： 胃がん術後
  3. 肝　　　： 肝がん切除後・ラジオ波焼灼後・肝動脈塞栓術後
  4. 大腸　　： 大腸がん術後
  5. 乳　　　　： 乳がん術後
  6. 前立腺　： 前立腺がん全摘術後

**5．運用の手順**

運用の手順は、次のとおりとします。

**【拠点病院の役割】**

1. 専門医は、病名、病理病期について患者さんへ説明する際、連携パスを使用して、かかりつけ医と連携して診療していくことを説明し、同意を得ます。（同意書に署名）　専門医は、共同診療計画表を示し、患者さんに診察の所見、検査結果等を記入した連携ノートを患者本人に渡す。
2. 患者に示した共同診療計画表、同意書は拠点病院のカルテに保存する。
3. 患者に対し、連携ノートの取り扱い方法（紛失しない、連携医療機関に受診した際、連携ノートは直接医師に手渡し、受け取ってから帰宅するように説明する。）今後の相談窓口等、説明する。
4. 連携医療機関へ連絡し、以下の内容を伝える。

患者が連携パスに同意し、連携パスが開始になったことを伝え、拠点病院（計画策定病院）が郵送する「診療情報提供書」「共同診療計画表」「同意書」をカルテに保存してほしいことを説明する。

**【連携医療機関の役割】**

1. 拠点病院から、連絡があった際、今後、対応する担当者を伝え、送付された「診療情報提供書」「共同診療計画表」「同意書」をカルテに保存する。
2. 連携医療機関の主治医は、患者が受診した際、拠点病院が記載している連携ノートの内容を確認する。患者の診察の所見を連携ノート内にある「連絡帳」に記載する。さらに、「診療情報提供書」に記載し、（書式は自由）拠点病院（計画策定病院）に送付、もしくは患者に拠点病院（計画策定病院）に受診の際に持参するように説明する。
3. 拠点病院に「診療情報提供書」を記載し、送付または持参するように準備した場合、連携医療機関は『がん治療連携指導料』（３００点：情報提供時　月１回限度）を算定する。

**６．専門医とかかりつけ医との連携**

専門医とかかりつけ医は、次に掲げる点に留意し相互連携を図るものとします。

* **外来受診日予約や相談体制の整備**

各医療機関は、外来受診日の予約方法等について丁寧に説明を行うとともに、随時患者の相談を受け付ける体制を整えるなど、患者さんの連携パスの脱落防止に努めるものとします。

* **患者さんへの診療、検査及び投薬内容等の取り決め**

計画策定病院での退院後の外来診療や連携医療機関での診察・検査及び治療等の内容については、「共同診療計画表」を基本に、患者さんの状態等を勘案のうえ、専門医とかかりつけ医で適宜連携し決めていくものとします。

* **バリアンス例（逸脱例）発生時の対応**

かかりつけ医受診の際、バリアンス例（逸脱例）が発生した場合は、以下を参考に対処します。

１）再発が疑われるとき：２週間以内をめどに計画策定病院を受診

２）手術の合併症、化学療法の合併症が判明したとき：

★緊急を要する場合･･･計画策定病院に電話連絡ののち、外来または救急外来を受診

★緊急性のない場合･･･翌日以降に計画策定病院を受診

〒879-5593 　大分県由布市挾間町医大ヶ丘1丁目1番地

　　　　　　　　　　　　　　　大分大学医学部附属病院　総合患者支援センター

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL　097－586－6374

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX　097－586－6373